

## 消費税の転嫁拒否等の行為に関する事業者等向け説明会及び相談会の実施について

平成30年3月30日

公正取引委員会

公正取引委員会では、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図る観点から、買ったときや減額といった消費税の転嫁拒否等の行為の未然防止のための取組と転嫁拒否等の行為に対する迅速かつ厳正な対処のための取組を進めています。

平成30年度においても引き続き消費税転嫁対策特別措置法で禁止されている消費税の転嫁拒否等の行為の概要やこれまでの違反事例などについて、公正取引委員会の担当者が説明する説明会を開催します。

また、同説明会に併せて、転嫁拒否等の行為を受ける事業者等の方々からの御相談を公正取引委員会の担当者が受け付ける相談会を実施します。

### 1 事業者等向け説明会について

事業者等向け説明会では、消費税転嫁対策特別措置法の概要を説明した後、転嫁拒否等の行為について、その概要やこれまでの違反事例（勧告・指導事例）について説明を行います。

**※ 消費税法の内容、消費税の転嫁を阻害する表示の是正、総額表示義務の特例、便乗値上げ等についての説明会ではありませんので、申込みに当たっては御注意ください。**

#### 【開催日時及び会場】

**※ 決定次第順次、掲載いたします。**

#### 【消費税の転嫁拒否等に関する事業者等向け説明会のお申込みについて】

(1) 申込みは、以下の申込フォームに必要事項を記載の上、お申込みください。

※ 1事業者又は事業者団体から、複数名の御参加も可能です（なお、申込みが多数の場合には、1事業者又は事業者団体当たりの人数を調整させていただく場合があります。）。

※ 申込みフォームを御覧になる際は、Internet Explorer ver. 5.0以降の利用を推奨します。

**[申込フォーム（ここをクリックしてください。）](#)  
**(消費税の転嫁拒否等に関する事業者等向け説明会)****

また、申込完了後、御記入いただいたメールアドレス宛てに到達通知が送付されますので、その到達通知又は「講習会の申込み登録結果」と表示された画面を印刷し、説明会当日、会場にお持ちください。

(2) 受付については、先着順とし、定員になり次第締切りとさせていただきます。

(3) 申込みの際に入手した個人情報は、本説明会業務以外の目的には、使用いたしません。

(4) 会場にお越しの際は公共交通機関を御利用ください。

(5) 説明会で使用する資料については、説明会会場にて配布いたします。

(6) 会場での食事は御遠慮ください。

(7) 説明会についての問い合わせ先は後記3を御参照ください。

## 2 相談会について

前記1の説明会に併せて、消費税の転嫁拒否等の行為を受ける事業者等の方々からの御相談を公正取引委員会の担当者が受け付けます。消費税の転嫁拒否等でお困りの事業者の方は、お気軽に御相談ください。

相談会については、事前の参加申込み等は不要です。

また、前記1の事業者等向け説明会に参加しない事業者等の方も、相談会に御参加いただくことは可能です。

なお、前記1【注意事項】(1)のとおり、事業者等向け説明会へ御参加する際には、事前申込が必要となりますので御注意ください。

※ 前記1の説明会終了後に実施する会場では、開始時間が多少前後することがあります。

【開催日時及び会場】

※ 決定次第順次、掲載いたします。

【注意事項】

(1) 相談会でお聞きした内容は秘密として厳守いたしますので、安心して御相談ください。

(2) 多数の相談希望者がいた場合には、会場の都合上、全ての相談を受け付けることができない場合がございます。その場合には、公正取引委員会の担当者が地域・職場にお伺いする移動相談会も実施しておりますので、そちらも御活用ください (<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h25/dec/idousoudan.html>)。

### 3 説明会及び相談会についての問い合わせ先

以下の開催地区を管轄する公正取引委員会の各地方事務所等にお問い合わせください。

地区	お問い合わせ先	電話番号
北海道	北海道事務所	011-231-6300
東北	東北事務所	022-225-7095
関東甲信越	取引部取引企画課	03-3581-1891
中部	中部事務所	052-961-9422
近畿	近畿中国四国事務所	06-6941-2205
中国	中国支所	082-228-1501
四国	四国支所	087-811-1758
九州	九州事務所	092-431-5881
沖縄	内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室	098-866-0049